

三ノ七、笠置寺二季八講料舞装束勸進状

出典 弥勒如来感応抄（東大寺蔵）

解説 二季八講料舞装束の助成を請う勸進状である。笠置寺法華八講の舞楽に万秋楽が舞われていたことは教訓抄（天福元年（一二三三年）狛近直。別資料）にある。勸進状作成の建久四年は貞慶が笠置へ入山した年である。

本文中に法華八講が岩渕寺の勸操によって始まり、笠置寺のそれは日本第三伝とされるとする。笠置寺縁起にも同様記事があり、その編集にあたってこの勸進状が参考にされたものと思われる。

笠置寺縁起

延暦十三年甲戌、南都之先徳達登当山、始而被行法華八講云々。当寺之法花八講者日本第三伝之八講也、法華八講之事、最初延暦二年癸、岩渕山於勤操僧正始而行給、次於天地院被行之、第三番於笠置寺被執行之者也

原文

笠置寺勸進

請依十方知識助成任旧調儲二季八講料舞装束状

右一乘八講其来尚矣源起和州岩渕勸操僧正之居塵至山城笠置慈尊靈応之地延曆以来四百餘廻世号之日本国第三伝矣遂使興道弘法之砌桓徳修善之家都鄙往々莫不働之方今聖容顕空石城山之月恥影仏教留地金剛崛之風伝声聞而催信来而結縁之者不可勝計多矣又多矣至于如龍幡飛雲鳳舞烈庭莊嚴年増潤色日新仍寺家往年調襲装束而風雨久侵朽損已甚道儀為之陵遲山俗因之嘆息蘿衣破而難綴也何裁錦繡之衣瓦鉢古而不全也爭得珠玉之珮莫大之功不堪桑門之微力修復之資只馮檀那之知識伏乞施主各加助成然則華林苑之下同期三会之証果寿福庭之中久開百年之光荣仍以所唱如件

建久四年

読み下し文

笠置寺勸進

十方知識（徳の高い僧）の助成に依り旧きに任じ二季八講料舞装束の儲（そなえ）を調へん

と請うの状

右、一乗八講（法華八講、法華經八卷を八座に分け、一卷ずつ講讀する法念）、其の来尚たるや、源は和州岩瀨勸操僧正の居塵に起こり、山城笠置慈尊靈応の地に至る。延暦以来四百余廻、世に之を号して日本国第三伝とす。弘法の砌（頃）、恒徳修善（善行を積むこと）の家に遂に道を興さしむ。都鄙往々（つねづね）之を倂（倂に同じ。ならう）はざるなかれ。

方今（今日）聖容空に顕れ、石城山（注二）の月、影を恥じ、仏の教へ地に留まる。金剛嶮の風、声を伝へ、聞きて信を催す。来たりて結縁する者、勝計すべからず（数え切れぬ）。多くして又多し。

于に至りて龍幡の如くに雲を飛ばせ、鳳烈しく庭に舞う。莊嚴（仏堂、仏像などを飾ること）年に増し、潤色（彩りをつけ光沢を添えること）日に新たなり。

仍つて寺家、往年（むかし）、装束を調襲するも、風雨久しく侵し朽損已に甚し。道儀、之が為、陵遅し、山の俗之に困りて嘆息す。「蘿衣（僧侶の粗末な衣）破れて綴り難し、何ぞ錦繡の衣を裁んや。瓦鉢古くして全ったからず、争いて珠玉の珮（腰に下げる玉）を得んや」と。

莫大の功（役目）、桑門（仏徒）の微力に堪えず。修復の資、只檀那の知識（仏道手引きの先達）に馮むのみ。

伏して乞う、施主各助成を加えられんことを。然れば則ち華林苑の下、同じく三会の証果（修行によって悟りを得ること）を期し、寿福の庭（寺院のことを尊称する）中、久しく百年の光栄を開かん。

仍つて以て唱うる所件の如し。

建久四年（一一九三年）

（注一）中国永明四年 西暦四八六年から三十年を要して僧護とその後継者が浙江省石城山（現在南明山という）に 十六メートルの弥勒座像を巨石に開削した